

鳥取縣公報

第七百十四號

昭和十一年四月七日

火曜日

縣令

◇鳥取縣令第十號

鳥取縣繭檢定規程左ノ通改正シ昭和十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事 中 谷 秀

鳥取縣繭檢定規程

第一條 繭ノ檢定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依ル申請書ニ檢定供用繭ヲ添附シ之ヲ繭檢定所ニ提出スベシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ提出スベキ檢定供用繭ノ數量ハ左ノ如シ

一 生繭檢定

- (一) 一荷口ノ數量 五〇〇疋迄 (一三三貫) 三、〇疋 (八〇〇匁)

00525

二 乾繭檢定

- (一) 一荷口ノ數量 二、〇〇〇疋迄 (五三三貫) 四、二疋 (一、一二〇匁)
- (二) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋迄 (一、〇六六貫) 五、四疋 (一、四四〇匁)
- (三) 一荷口ノ數量 四、〇〇〇疋 (一、〇六六貫)ヲ超ユルモノ六、六疋(一、七六〇匁)

- (一) 一荷口ノ數量 一八〇疋迄 (四八貫) 一、〇疋 (二六七匁)
- (二) 一荷口ノ數量 七〇〇疋迄 (一八七貫) 一、四疋 (三三七匁)
- (三) 一荷口ノ數量 一、四〇〇疋迄 (三七四貫) 一、八疋 (四八〇匁)
- (四) 一荷口ノ數量 一、四〇〇〇疋 (三七四貫)ヲ超ユルモノ二、二疋(五八七匁)

檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指定シタル者又ハ賣買兩者立會ノ上申請者之ヲ採取シ袋詰トシ封印ヲ施スベシ

第一項第一號ノ檢定供用繭ハ繭檢定所長ノ指示又ハ承認ヲ受ケタルモノニ限り本乾燥ヲ施シテ之ヲ提出スルコトヲ得

第三條 繭ノ檢定ハ左ノ項目ノ全部ニ付之ヲ行フ

一 選除繭

00526

- 二 繭絲長
- 三 繭絲織度
- 四 落緒回数
- 五 生絲量
- 六 繰絲量
- 七 小 類

第四條 繭ノ檢定ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

一 選除繭ハ檢定供用繭ノ全部ニ付同功繭其ノ他ノ繰絲ニ適セザル繭ヲ選除シ其ノ重量歩合ヲ算出スルモノトス

二 繭絲長ハ春蠶繭ニ在リテハ五粒付卷取速度一分間二二〇米夏秋蠶繭ニ在リテハ六粒付卷取速度一分間二〇〇米各四緒繰ニ依リ三〇〇粒ヲ繰絲シ一粒ニ對スル絲長ヲ算出スルモノトス

三 繭絲織度ハ前號ノ繰絲ニ依リ得タル生絲ノ正量ト其ノ絲長トニ依リ一粒ニ對スル織度ヲ算出スルモノトス

四 落緒回数ハ第二號ノ繰絲中ノ有効添緒回数ヲ檢査シ一粒ニ對スル落緒回数ヲ算出スルモノトス

00527

トス

五 生絲量ハ白繭ニ在リテハ二十四中、黃繭ニ在リテハ二十一中ヲ目的トシ別表ノ卷取速度及緒數ニテ左ノ方法ニ依リ繰絲シテ算定アルモノトス

(-) 生繭檢定

イ、一荷口數量五〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル三十分ノ十二ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一、二ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ロ、一荷口數量二、〇〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル四十二分ノ二十四ヲ二區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ二、四ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ハ、一荷口數量四、〇〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル五十四分ノ三十六ヲ三區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ三、六ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ニ、一荷口數量四、〇〇〇疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル六、六分ノ四十八ヲ四區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ四、八

00528

ニテ除シ生繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

(-) 乾繭檢定

イ、一荷口數量一八〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十分ノ四ヲ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ〇、四ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ロ、一荷口數量七〇〇疋迄ノモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十四分ノ八ヲ二區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ〇、八ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ハ、一荷口數量一、四〇〇疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル十八分ノ十二ヲ三區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一、二ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

ニ、一荷口數量一、四〇〇疋ヲ超ユルモノハ檢定供用繭ヨリ選除繭ヲ控除シタル量ニ對スル二十二分ノ十六ヲ四區ニ分チテ繰絲シテ得タル生絲ノ正量ヲ一、六ニテ除シ乾繭ニ對スル生絲量歩合ヲ算出スルモノトス

六 繰絲量ハ前號ノ繰絲ニ依リ得タル生絲ノ正量ト所要時間トニ依リ一時間ニ對スル繰絲量

00529

ヲ算出スルモノトス

七 小類ハ第五號ノ繰絲ニ依リ得タル生絲ヨリ十「バネル」ヲ採取シ生絲検査所生絲格付検査標準寫眞ニ依リ小類點ヲ採點スルモノトス

第五條 繭檢定所ニ於テ繭檢定ヲ終リタルトキハ申請者ニ對シ様式第二號ニ依ル繭檢定證ヲ交付ス
第六條 繭檢定ノ申請者ハ繭檢定證ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第七條 檢定供用繭ヲ繰絲シテ得タル生絲及檢定殘繭ハ之ヲ申請者ニ還付ス、但シ還付ニ要スル費用ハ申請者ノ負擔トス

第八條 繭ノ檢定ニ關シ必要ナル細則ハ繭檢定所長ノ定ムル所ニ依ル
附 則

昭和三年六月鳥取縣告示第七十六號繭檢定規程ハ之ヲ廢止ス
様式第一號

生(乾)繭檢定申請書

左記生乾繭檢定相成度此段及申請候也

年 月 日

住 所

00530

鳥取縣繭檢定所長宛

業 種 申 請 者

荷口番記號 春夏秋蠶繭別 黃白別 主タル蠶品種名 一荷口總生(乾)檢定供用生(乾)乾燥量 出荷團體名又ハ氏名

様式第二號

第 號 繭 檢 定 證

申請者	
荷口番(記)號	
春夏秋蠶繭別	
主タル蠶品種名	
一荷口總生(乾)繭數量	斤(匁)
檢定供用生(乾)繭數量	斤(匁)
選除繭	%
繭絲長	米(尺)
繭絲織度	デニール
對繭一粒落緒回数	回
對生(乾)繭生絲量	%
對一時間繰絲量	瓦(匁)
小類	點
備考	繰絲方法
	目的織度
	緒數
	卷取速度

年 月 日

鳥取縣繭檢定所長 印

(本證ノ文字ハ改竄セサルモノトス)

00531

鳥取縣令第十一號

鳥取縣繭鑑定規程左ノ通定メ昭和十一年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事 中 谷 秀

鳥取縣繭鑑定規定

第一條 繭ノ鑑定ヲ受ケントスルモノハ樣式第一號ニ依ル申請書ニ鑑定供用繭ヲ添附シ之ヲ繭檢定所ニ提出スベシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ提出スベ繭鑑定供用繭ノ數量左ノ如シ

一 生繭鑑定

春蠶繭 六七五瓦 (一八〇匁)

夏秋蠶繭 七五〇瓦 (二〇〇匁)

二 乾繭鑑定

春蠶繭 二二五瓦 (六〇匁)

夏秋蠶繭 二四五瓦 (六六匁)

昭和十一年四月七日發行鳥取縣公報第七百十四號登載鳥取縣令第十號別表

別表第一號

緒數ノ一緒ノ卷取速度

(生絲目の織度1中ノ場合)

緒數	一緒ノ卷取速度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度	繭絲織度						
2	180	269	以下	263	以下	257	以下	252	以下	246	以下	241	以下	236	以下	232	以下	227	以下	223	以下			
2	200	270	297	264	290	258	284	253	278	247	242	242	242	236	257	257	261	233	256	228	251	224	247	
2	220	298	325	291	318	285	311	279	305	273	298	268	292	282	286	257	281	252	275	248	270	270	270	
2	240	326	361	319	353	312	345	306	338	299	330	293	324	287	317	282	311	276	305	271	299	335	335	
3	180	362	403	354	394	346	386	339	377	331	369	325	362	318	355	312	348	306	341	300	335	370	370	
3	200	404	445	395	436	387	426	378	417	370	408	363	400	356	392	349	384	342	377	336	370	389	389	
3	220	446	481	437	470	427	460	418	450	409	441	401	432	383	423	385	415	378	407	371	399	446	446	
4	180	482	537	471	525	461	514	451	503	442	492	433	483	424	473	416	464	408	456	400	446	493	493	
4	200	538	594	526	631	515	668	504	656	493	644	484	633	474	623	465	612	456	603	447	540	540	540	
4	220	595	650	582	636	569	722	557	809	515	856	534	844	524	812	513	861	504	850	494	540	540	540	
4	240	651	707	637	691	623	676	610	662	597	648	585	635	573	622	562	610	551	598	541	587	587	587	
5	200	708	742	692	726	677	710	663	695	649	631	636	667	623	653	611	641	599	628	588	616	616	616	
5	220	743	813	727	795	711	778	696	761	682	745	668	730	654	716	642	702	629	688	617	675	675	675	
5	240	814	884	796	864	779	846	762	828	746	810	731	794	717	778	703	763	689	748	676	734	734	734	
5	260	885	954	865	933	847	913	829	894	811	875	795	857	779	841	764	824	749	808	735	792	792	792	
6	240	955	1061	974	1037	914	1015	895	993	876	972	858	953	841	933	825	915	809	898	793	881	881	881	
6	260	1062	1138	1038	1106	1016	1115	994	1094	973	1073	954	1054	934	1034	916	1016	899	982	882	882	882	882	
2	180	219	以下	215	以下	211	以下	207	以下	204	以下	200	以下	197	以下	194	以下	191	以下	188	以下	188	以下	188
2	200	220	242	216	238	212	233	208	229	205	225	201	222	198	218	195	214	192	211	189	207	207	207	
2	220	243	265	239	260	234	256	230	251	226	247	223	243	219	239	215	235	212	231	208	227	227	227	
2	240	266	294	261	238	257	233	252	278	248	274	244	269	240	264	236	260	232	256	228	252	252	252	
3	180	295	328	289	322	284	317	279	311	275	306	270	301	265	295	261	291	257	286	253	281	281	281	
3	200	329	363	323	356	318	350	312	344	307	338	302	332	296	327	292	321	287	316	282	311	311	311	

第四條 繭ノ鑑定ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

- 一 選除繭ハ同功繭其ノ他繰絲ニ適セザル繭ヲ選除シ其ノ重歩合ヲ算出スルモノトス
- 二 煮繭ハ農林着指定ノ各個煮×器ニ依リ之ヲ行フモノトス
- 三 繭絲織度ハ繰絲ニ依リ得タル生絲ヨリ二本ノ織度繰絲ヲ採取シ一粒ニ對スル平均織度ヲ算出スルモノトス

四 繰絲織度ハ二十一デニールヲ目的トス

第三條 繭ノ鑑定ハ左ノ項目ニ付之ヲ行フ

- 一 選除繭
- 二 繭絲織度
- 三 生絲量
- 四 繰絲量
- 五 小類

鑑定供用繭ハ一鑑定口毎ニ堅牢ナル袋ニ收容シ嚴封ヲ施シ口別ヲ明瞭ニ標記スベシ
第一項第一號ノ鑑定供用繭ニ對シテハ提出前ニ本乾燥ヲ施スベシ

4	200564	622554	611544	600534	589525	576516	570508	560499	551491	542484	533
4	220623	681612	669601	657590	646580	635571	624561	613552	603543	594534	584
4	240682	741670	727658	714647	702636	690625	678614	667604	656595	645585	635
5	200742	778728	764715	750703	737691	724679	712668	700657	689646	677636	667
5	220779	852765	837751	821738	807725	793713	780701	767690	754678	742668	730
5	240853	926838	909822	893808	877794	862781	848768	833755	820743	807731	794
5	260927	以上	910	以上	894	以上	878	以上	863	以上	849
		3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	180238	以下	234	以下	230	以下	227	以下	224	以下	211
2	200239	263	235	231	228	224	221	218	215	212	208
2	220264	288	256	252	248	244	241	238	234	231	228
2	240289	319	284	280	276	272	268	264	260	257	253
3	180320	356	315	310	305	301	297	292	288	284	280
3	200357	394	352	346	341	336	331	327	322	318	314
3	220395	425	389	383	377	372	366	361	356	351	346
4	150426	475	419	413	407	401	395	389	384	379	374
4	200476	525	469	462	455	448	442	435	429	423	417
4	220526	575	518	510	502	495	488	481	474	467	460
4	240576	625	567	559	550	542	534	527	519	512	504
5	200626	656	616	616	607	607	598	589	584	575	565
5	220657	719	647	637	628	619	610	601	593	584	575
5	240720	781	709	698	688	677	668	658	649	639	630
5	260782	以上	770	以上	759	以上	747	以上	736	以上	726
		3.20	3.25	3.30	3.35	3.40	3.45	3.50	3.55	3.60	3.65
2	180238	以下	211	以下	214	以下	217	以下	221	以下	224
2	200239	237	212	215	218	221	224	228	231	234	237
2	220264	259	234	238	241	244	248	252	255	259	263
2	240289	287	260	264	268	272	276	280	284	288	292
3	180320	321	284	288	292	296	300	304	308	312	316
3	200357	355	318	322	326	330	334	338	342	346	350
3	220395	383	351	356	360	364	368	372	376	380	384
4	150426	428	379	384	388	392	396	400	404	408	412
4	200476	473	423	428	432	436	440	444	448	452	456
4	220526	518	468	473	478	483	488	493	498	503	508
4	240576	563	512	517	522	527	532	537	542	547	552
5	200626	608	557	562	567	572	577	582	587	592	597
5	220657	648	597	602	607	612	617	622	627	632	637
5	240720	693	642	647	652	657	662	667	672	677	682
5	260782	以上	696	以上	705	以上	715	以上	725	以上	735

樣式第二號

第 號 繭 鑑 定 證

申請者			
生產地及生產者			
記號及番號			
蠶期別			
蠶品種名			
鑑定口繭數量		瓦 (匁)	
鑑定供用繭數量		瓦 (匁)	
對乾繭百粒對ノ重量		瓦 (匁)	
選除繭量		瓦 %	
生絲量		瓦	
絲步	對生繭百瓦	正量	瓦 (對生繭百匁 匁)
		原量	瓦 (對生繭百匁 匁)
	對乾繭百瓦	正量	瓦 (對乾繭百匁 匁)
		原量	瓦 (對乾繭百匁 匁)
繰絲時間		分	
對一時間繰絲量		瓦 (匁分)	
繰絲目的織度		デニール	
對一粒織度		デニール	
小類		點	
緒數及卷取速度		條 米	
屑物其他	揚繭	粒	
	殘繭	粒	
	生皮亭	瓦 (匁)	

年 月 日

鳥取縣繭檢定所長 印

(本證ノ文字ハ改竄セザルモノトス)

告 示

◆鳥取縣告示第九十號
 因伯牛犢生產規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依ツテ昭和十年十二月一日ヨリ昭和十一年二月二十九日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クベシ
 昭和十一年四月七日

鳥取縣知事 中 谷 秀

検査期日	検査場所	検査區域	牽付時刻
四月 八日	大山村大字坊嶺 今在家	大山村大字平、宮内、坊嶺 同 佐摩、今在家、前	午前九時ヨリ同十一時迄 午后一時ヨリ同三時迄
同 九日	同 豊房 同 鍛戸	同 豊房 同 鍛戸、種原	午前九時ヨリ同十一時迄 午后一時ヨリ同三時迄
同 十日	同 赤松	同 赤松	午前九時ヨリ十二時迄
同 十一日	逢坂村大字下市	逢坂村一圓	同
同 十三日	光徳村大字東坪	光徳村一圓	同
同 十四日	名和村大字名和 御來屋町家畜市場	名和村一圓 御來屋町一圓	同 午后一時ヨリ二時迄
同 十五日	庄内村大字富長	庄内村一圓	午前九時ヨリ十二時迄

同	十六日	所子村大山口市場	所子村一圓	同
同	十七日	高麗村大字妻木	高麗村一圓	同
同	十八日	宇田川村大字中西尾	宇田川村一圓	同
同	二十二日	淀江町家畜市場	淀江町一圓	同
同	二十三日	日吉津村大字日吉津 大和村大字佐陀	日吉津村一圓 大和村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	二十四日	嶺村大字政屋 大高村家畜市場	巖村一圓 大高村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	二十五日	春日村役場 縣村役場	春日村一圓 縣村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	二十七日	大幡村大字岸本	大幡村一圓	午前九時ヨリ十二時迄
同	二十八日	幡鄉村大字坂長	幡鄉村一圓	同
同	三十日	五千石村大字諏訪	五千石村一圓	同
五月	一日	尙徳村大字青木	尙徳村一圓	同
同	二日	手間村大字天萬	手間村一圓	同
同	四日	賀野村大字金田	賀野村一圓	同

同	五日	法勝寺村家畜市場	法勝寺村一圓	同
同	六日	大國村大字原	大國村一圓	同
同	七日	成美村役場 天津村大字福成	成美村一圓 天津村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	八日	米子市家畜市場 車尾村大字車尾	米子市一圓 車尾村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	九日	福生村役場 福米村役場	福生村一圓 福米村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	十一日	加茂村役場 夜見村役場	加茂村一圓 夜見村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	十二日	富益村役場 和出村役場 大篠津村役場	富益村一圓 和出村一圓 大篠津村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午前十一時ヨリ十二時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	十三日	中濱村役場 餘子村役場	中濱村一圓 餘子村一圓	午前九時ヨリ十二時迄 午後一時ヨリ三時迄
同	十四日	渡村役場 外江村同 境町同 上道村同	渡村一圓 外江村一圓 境町一圓 上道村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午前十二時ヨリ午後二時迄 午後二時ヨリ四時半迄 午後三時ヨリ四時迄
同	十五日	彦名村役場 崎津村同	彦名村一圓 崎津村一圓	午前九時ヨリ十一時迄 午前十二時ヨリ午後三時迄

◆鳥取縣告示第百九十一號
左記ノ通告有水面埋立竣功期間伸長ノ件許可セリ

00543

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事

中 谷

秀

一 埋立ノ場所 氣高郡湖山村字嵐隱貳千四百五拾五番地々先公有水面

一 竣功期限 昭和十一年四月十七日

一 竣功伸長期限 昭和十一年六月三十日

一 願 人 氣高郡湖山村六百十四番地 川 口 直 十 郎

◆鳥取縣告示第九十二號

東伯郡灘手村津原耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事

中 谷

秀

◆鳥取縣告示第九十三號

當管内ニ於ケル健康保險醫中左ノ通異動アリタリ

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事

中 谷

秀

診療所々在地

氏 名

異動事項

異動年月日

東伯郡倉吉町明治町

本 多 儀 一

死 亡

昭和十一年三月二十七日

鳥取縣告示第九十四號

00544

◆管内ニ於ケル健康保險醫中左ノ通異動アリタリ
昭和十一年四月七日

鳥取縣知事

中 谷

秀

診療所々在地

氏 名

異動事項

異動年月日

米子市東町

遠 藤 正 人

管外轉出

昭和十年八月十五日

◆鳥取縣告示第九十五號

當管内ニ於ケル健康保險產婆中左ノ通異動アリタリ

昭和十一年四月七日

鳥取縣知事

中 谷

秀

開業所々在地

氏 名

異動事項

異動年月日

八頭郡智頭町大字智頭

一五三五

西 尾 さつよ

死 亡

昭和十一年三月十九日

彙 報

